

社会福祉法人聖母会 横浜市深谷俣野地域ケアプラザ 指定居宅介護支援事業所 重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	社会福祉法人聖母会 横浜市深谷俣野地域ケアプラザ 指定居宅介護支援事業所
管理者	小池 みどり
所在地	横浜市戸塚区深谷町1432番地11
連絡先	TEL 045-851-0121 FAX 045-851-0122
事業者 指定番号	横浜市 1471003382 号
提供/併設 サービス	居宅介護支援/なし
サービス 提供地域	戸塚区：汲沢町、汲沢1～8丁目、深谷町、原宿、俣野町、東俣野町、 影取町、小雀町 泉 区：下和泉1～3丁目

2 事業所の職員体制

職 種	従事するサービス内容等	人 員
管 理 者	管理者は、業務の管理を一元的に行います	1名（常勤兼務）
主任介護支援 専門員	主任介護支援専門員は、介護支援専門員としての業務を行うと共に、他の介護支援専門員に適切な指導、助言を行います。また、地域における包括的・継続的なケアシステムを実現するために必要な情報を収集・発信、事業所・職種間の調整を行います。	1名（常勤兼務）
介護支援 専門員	介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じると共に、居宅サービス計画の作成を行います。また、課題の分析を行い、必要に応じて利用者への説明を行います。	2名以上 （常勤専従）

3 業務日及び業務時間

業 務 日	業 務 時 間
<p style="text-align: center;">〈 通 常 業 務 〉</p> 日曜日から土曜日まで(祝日も業務) ただし、第3金曜日、12月29日から1月3日まで を除きます。	午前9時から午後5時まで。
<p style="text-align: center;">〈 相 談 〉</p> 電話により24時間連絡可能となっております。	電話番号 080-4341-9807

4 当事業所における運営方針

当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

- (1) 居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の意思を尊重し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことができることを目標とします。また、計画の作成にあたっては、相談を受け付けてから利用者宅を訪問の上、状況調査を行います。
- (2) 適正な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように、常に利用者の立場に立ち、利用者やその家族はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めると、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求める事を可能とし、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないように、公正中立に居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整を行います。
- (3) 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努め、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するように十分配慮いたします。
- (4) 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務態勢を整備します。
ア 採用研修 採用後6ヶ月以内 イ 法人施設内研修 年6回

5 指定居宅介護支援事業の提供方法、内容及び利用料等

- (1) 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、別表1のとおり厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はない。
- (2) 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は通常の事業の実施地域を越えた所から公共交通機関を利用した実費を徴収する。
交通費の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
- (3) 指定居宅介護支援事業の内容
 - ①利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者及びその家族に提供する。
 - ②利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接し、課題分析により利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
 - ③利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービス提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成する。
 - ④サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。

- ⑤居宅サービス計画の原案の内容について利用者及びその家族に対し説明し、文書により利用者の同意を得て、居宅サービス計画とする。
- ⑥当該居宅サービス計画に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供をする。
- ⑦当該居宅サービス計画を利用者及びサービス事業者に交付する。
- ⑧適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設等への入所等を希望した場合は、介護保険施設等への紹介その他便宜を提供する。又、介護保険施設等から退所等を行う場合には居宅への移行がスムーズに行われるよう連絡調整を行う。
- ⑨介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」という）する。モニタリングの結果についてはその都度記録する。

(4) 提供方法

- ①課題の分析について使用する課題分析の方法は居宅サービス計画ガイドライン方式を用いる。
- ②指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅又は事業所の相談室において、利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じる。

6 秘密保持

事業所及び介護支援専門員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

7 緊急時等における対応方法

介護支援専門員等は居宅介護支援を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

8 相談窓口・苦情対応

当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	045-851-0121
FAX番号	045-851-0122
担当者	所長 奥山 英明
その他	相談・苦情については、担当者、管理者及び介護支援専門員が対応します。不在の場合でも、対応した者が担当者、管理者及び介護支援専門員に引き継ぎます。

公的機関においても、次の機関において苦情申し出等ができます。

横浜市福祉調整委員会	電話番号	045-671-4045
	FAX番号	045-681-5457
戸塚区役所 高齢・障害支援課	電話番号	045-866-8452
	FAX番号	045-881-1755
泉区役所	電話番号	045-800-2436

高齢障害課	F A X 番号 0 4 5 - 8 0 0 - 2 5 1 5
神奈川県国民健康保険団体 連合会介護保険苦情相談課	電話番号 0 4 5 - 3 2 9 - 3 4 4 7
横浜市はまふくコール (横浜市介護事業所・高齢者施設等 苦情相談コールセンター)	電話番号 0 4 5 - 2 6 3 - 8 0 8 4 F A X 番号 0 4 5 - 5 5 0 - 3 6 1 5

9 事故発生時の対応

- (1) 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 当事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録します。
- (3) 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を適正に行います。

10 虐待の防止

- (1) 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。
- (2) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
- (4) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (5) 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

11 非常災害対策

- (1) 事業所は、非常災害に備えて防災計画を作成するとともに、防災マニュアルに基づいて対策を講じます。
- (2) 感染症及び非常災害等発生時における事業継続計画（BCP）を策定し、定期的な研修を実施します。また、事業継続計画に基づき、訓練を実施します。

12 個人情報の取り扱い

- (1) 事業者及び介護支援専門員は、保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取り扱いに努力するとともに、広く社会から信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関する法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護に努めることとします。
- (2) 事業所及び介護支援専門員は、文書（個人情報使用同意書）により利用者又はその家族の同意を得た場合には、市町村、医師、居宅介護サービス事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。
- (3) 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持します。
- (4) 従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

13 契約の解除

(1) 利用者による解除

- ①ご利用者は、少なくとも7日前までに事業所に予告することにより、いつでも、この契約を解除することができます。
- ②事業所が定められたサービスを提供しなかった場合、その他この契約に違反した場合には、この契約を解除することができます。

(2) 事業者による解除

事業の実施にあたって、次に掲げるご利用者又はそのご家族の著しい不信行為（ハラスメント等）によりサービスの提供を継続することが困難となった際には、サービス提供を中止させていただくことがあります。

- ①暴言・暴力行為及び誹謗中傷等の迷惑行為
- ②事業の運営に支障を及ぼす行為
- ③危険が予測される行為
- ④その他、当該事業所職員及び関係者の心身の状況に支障を及ぼす行為

14 その他運営についての留意事項

- (1) 従業者に対する贈り物や飲食等のもてなしは、遠慮させていただきます。
- (2) 入院をした場合には、速やかに担当ケアマネジャー名、連絡先を入院先にお伝え下さい。
- (3) これに定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人聖母会と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

15 ケアマネジメントの公正中立性の確保

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別表2のとおりです。

16 運営法人の概要

法人名	社会福祉法人 聖母会
代表者名	理事長 高山 貞美
法人本部所在地	東京都新宿区中落合2丁目5番1号
法人本部連絡先	TEL 03-3954-5061 FAX 03-5996-6810
実施事業の概要	生活困難者生活援助・相談事業、居宅介護支援事業、通所介護事業、地域包括支援センター、介護老人福祉施設、養護老人ホーム、短期入所生活介護、医療施設、児童養護施設、保育施設等

別表

別表1 居宅介護支援事業所料金表

別表2 居宅介護支援サービス利用割合等説明書

【説明確認欄】

年 月 日

サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 名称 社会福祉法人聖母会 横浜市深谷俣野地域ケアプラザ

説明者 _____ 印

契約の締結にあたり、重要事項説明書についての説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

利用者 氏 名 _____ 印

立会人又は上記代理人（代理人を選任した場合）

氏 名 _____ 印

横浜市深谷俣野地域ケアプラザ居宅介護支援事業所 料金表

1 居宅介護支援費基本利用料

	要介護度	基本単位	利用料
居宅介護支援費	要介護 1・2	1,086 単位	12,076 円
	要介護 3・4・5	1,411 単位	15,690 円

※当事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算）に該当する場合は、上記金額の 50/100 となります。また、2ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。

2 加算料金

下記の加算については、各基準に適合した場合に算定します。

加算	該当	単位	利用料	加算の基準・回数等
初回加算		300	3,336 円	新規に居宅サービス計画を作成した場合や要支援者が要介護認定を受けた場合、要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成した場合に算定。
特定事業所加算（Ⅰ）		519	5,771 円	1月につき （Ⅰ）常勤かつ専従の主任介護支援専門員を2名以上配置、常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置、要介護3～5の者の割合が4割以上 （Ⅱ）常勤かつ専従の主任介護支援専門員を1名以上配置、常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置 （Ⅲ）常勤かつ専従の主任介護支援専門員を1名以上配置、常勤かつ専従の介護支援専門員を2名以上配置
特定事業所加算（Ⅱ）	★	421	4,681 円	（共通事項） ・24時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者などからの相談に対応できること ・計画的に研修を実施していること ・サービスの提供にあたって、留意事項などの伝達を目的とした会議を定期的に開催すること ・地域包括支援センターと連携し、支援が困難な事例にも居宅介護支援を提供できること ・地域包括支援センターや他法人と協働で開催する事例検討会などに参加していること
特定事業所加算（Ⅲ）		323	3,591 円	・他法人と共同で事例検討会、研究会等を実施すること
特定事業所加算（A）		114	1,267 円	・特定事業所集中減算の適用を受けていないこと ・介護支援専門員1人の利用者数が45件未満であること ・介護支援専門員実務研修における実習等に協力または協力体制を確保していること ・家族に対する介護等を日常的に行っている児童や障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること ・必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援のサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること

特定事業所医療介護連携加算		125	1,390 円	・退院・退所加算に係る病院との連携を 35 回以上 ・ターミナルケアマネジメント加算を 5 回以上
入院時情報連携加算 (I)		250	2,780 円	利用者が病院等に入院した日のうちに必要な情報提供を行った場合
入院時情報連携加算 (II)		200	2,224 円	利用者が病院等に入院した日の翌日又は翌々日に必要な情報提供を行った場合
退院・退所加算 (I) イ		450	5,004 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 1 回受けた場合 (入院又は入所期間中 1 回を限度)
退院・退所加算 (I) ロ		600	6,672 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンスにより 1 回受けた場合 (入院又は入所期間中 1 回を限度)
退院・退所加算 (II) イ		600	6,672 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 2 回以上受けた場合 (入院又は入所期間中 1 回を限度)
退院・退所加算 (II) ロ		750	8,340 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 2 回受けた (内 1 回はカンファレンスによる) 場合 (入院又は入所期間中 1 回を限度)
退院・退所加算 (III)		900	10,008 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 3 回受けた (内 1 回はカンファレンスによる) 場合 (入院又は入所期間中 1 回を限度)
通院時情報連携加算		50	556 円	医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた場合 (1 月につき 1 回)
緊急時等居宅カンファレンス加算		200	2,224 円	病院等の求めにより、当該病院等の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合 (1 月に 2 回を限度)
ターミナルケアマネジメント加算		400	4,448 円	終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、居宅を訪問し、利用者の心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合
業務継続計画 未実施減算 施設・居住系サービス		所定 単位 数の 3/100		感染症や災害発生時、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合
高齢者虐待防止措置 未実施減算		所定 単位 数の 1/100		利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合
交通費	★		実費	通常の事業の実施地域 (戸塚区・泉区の一部) を越えた所から公共交通機関を利用した実費を徴収する。交通費の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名 (記名押印) を受ける。

※居宅介護支援に関するサービス利用料金については、基本的には利用者の自己負担はありません。

横浜市深谷俣野地域ケアプラザ

【居宅介護支援 サービス利用割合等 説明書】

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から令和3年4月介護保険改正により、居宅介護支援事業所のケアプラン作成において、「訪問介護」「通所介護」「地域密着型通所介護」「福祉用具貸与」のサービスごとの利用割合と同一事業所により提供されている割合について公表することとされました。当事業所の「令和7年度前期《令和7年3月より令和7年8月（前6か月間）》」において、ケアプランに位置付けられたサービスの割合は下記の通りとなります。

なお、以下については介護サービス情報公表制度において公表しております。

- 【判定期間】 前期（3月1日から8月末日）
 後期（9月1日から2月末日）

①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

サービス種別	利用割合
訪問介護	16.0%
通所介護	35.0%
地域密着型通所介護	11.0%
福祉用具貸与	54.0%

②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合

サービス種別	居宅サービス提供事業所		
	訪問介護	マザー原宿 37.0%	ふれあいドリーム 16.0%
通所介護	聖母の園 29.0%	原宿ケアプラザ 15.0%	ツクイ横浜 東俣野 9.0%
地域密着型通所介護	天王森の郷 47.0%	コミュニティー プラザ葵 9.0%	らいおんハート あおば笠間 9.0%
福祉用具貸与	柴橋商会 横浜いずみ営業所 26.0%	サクラサービス 追浜営業所 25.0%	みんなの福祉用具 11.0%